

令和4年6月1日

青森県教育委員会第881回定例会

期 日 令和4年6月1日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 案

- 議案第1号 令和5年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について ..... 1
- 議案第2号 令和5年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について ..... 2
- 議案第3号 令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について ..... 4

### 3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について ..... 6

### 4 閉 会

# 議案第 1 号

## 令和 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

令和 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

### 令和 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

## 議案第2号

### 令和5年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

令和5年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

#### 令和5年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第2志望を認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書(以下「調査書」という。)、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
  - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
  - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
  - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
  - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。
  
- 5 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

# 議案第3号

## 令和5年度青森県立特別支援学校高等部 入学者選抜基本方針案について

令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針を次のように定める。

### 令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
  - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
  - (4) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して適切に実施するものとする。

4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和4年6月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（55歳 男性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3か月未満）
- ・ 令和3年11月13日（土）午後5時29分頃
  - ・ 八戸市内の市道
  - ・ 自動車を運転中、交差点を左折した際、横断していた歩行者と接触したものの。
  - ・ 事故の相手方（女性1名 約2か月間の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和4年5月23日